

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、喪失、種別変更等届出に関する事務 ・年金保険料の免除、猶予、学生納付特例等申請に関する事務 ・年金受給に伴う裁定請求受付に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
年金申請・届出ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の46、116、128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-2280 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp
○ 指定第9条第2項の適用	「 」適用なし

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の記載がある申請書やUSBの保管、個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄に関して手作業が介在するが、いずれの場合でも複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	J-LISの提供するeラーニング教材を活用することで、特定個人情報の漏洩等に対するリスクマネジメントの教育を実施し、各職員が情報セキュリティについて学ぶ機会を設けることができているため対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 第31の項	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項	事後	
平成29年5月31日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民健康課	市民生活部 市民課	事後	
平成29年5月31日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:010101@city.takehara.lg.jp	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:010101@city.takehara.lg.jp	事後	
平成29年5月31日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7734	市民生活部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	事後	
平成29年5月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年5月31日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
令和1年5月22日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	森重 美紀	市民課長	事後	
令和1年5月22日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	令和1年5月16日 時点	事後	
令和1年5月22日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	令和1年5月16日 時点	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	一	項目追加	事後	
令和1年5月22日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の31, 83, 95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	
令和3年9月24日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民福祉部 市民課	事後	
令和3年9月24日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和3年9月24日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	事後	
令和3年9月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	I-3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の31, 83, 95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	1. 番号法第9条第1項及び別表の46, 116, 128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	
令和7年1月6日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番28号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番28号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	